

令和7年度新宿御苑における高付加価値魅力向上事業運営管理事業に関する協定書（案）

新宿御苑管理事務所長 柴田 泰邦（以下「甲」という。）と〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）は、令和7年度新宿御苑における高付加価値魅力向上事業（以下「事業」という。）運営管理事業（以下「運営管理事業」という。）について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲が管理する新宿御苑の園内施設において、事業の利用者がより快適かつ安全に新宿御苑を利用することができるようサービスを提供するものとする。

（事業実施計画）

第2条 乙は、事業運営にあたり、運営管理事業のコンセプト、運営管理体制等を示した事業実施計画（別添様式）をあらかじめ甲に提出し、甲の承認を得なければならない。なお、事業実施計画は乙が提出した提案書に基づくものとし、提案書及び事業実施計画に沿った運営管理事業を実施すること。

- 2 乙は、事業実施計画に変更が生じる場合は事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 甲の都合により事業実施計画を変更する場合は、あらかじめ乙と協議する。

（園内施設の使用について）

第3条 乙は、運営管理事業の実施のために必要な法令等の手続を適切に行った上で運営管理を実施すること。なお、国有財産使用許可の手続きを必ずしなければならない。

- 2 乙は、園内施設を使用するにあたり、園内施設の損傷等の保全状況を確認し、損傷等を発見した場合は速やかに新宿御苑管理事務所の担当者に報告しなければならない。
- 3 甲は、天変地異、社会的状況の著しい変化（感染症の流行等も含む）及び庭園管理上の利用その他やむを得ない事由により、乙に対し運営管理事業の中止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わない。
- 4 乙は、運営管理事業の利用者より徴収した入園料等について適切に管理するとともに、利用者数と徴収した入園料等に齟齬がないことが確認できるよう帳簿等の証拠書類を作成の上、新宿御苑管理事務所の担当者まで提出すること。なお、証拠書類の記載項目や記載内容については新宿御苑管理事務所の担当者と協議の上、決定すること。
- 5 乙は、徴収した入園料を全て国庫に納入しなければならない。

（運営管理方法について）

第4条 乙は、園内施設が国有財産であるとともに新宿御苑の利用施設であること、不特定多数の利用を目的とした公共施設であることを理解し、品位ある運営管理のもと、利用者のニ

ーズ把握、良質なサービスの維持向上を常に怠らず、広く新宿御苑利用者への便宜を図るとともに、関連法令及び別添2「令和7年度新宿御苑における高付加価値魅力向上事業運営管理事業の運営管理を実施するにあたり遵守すべき事項」に示す事項を遵守しなければならない（事業参加者も含む）。

2 乙は、脱炭素化に向けた温室効果ガス排出削減への対策、グリーン購入法に基づく物品の調達及びプラスチックスマートをはじめとした3Rの推進等の環境対策に係る取組を積極的に行うこと。

（経費負担）

第5条 運営管理事業に係る経費は、乙の負担とする。

2 乙が負担する経費は次のとおりである。

- ① 運営管理事業実施時の運営（人件費や広報費等）に係る費用
- ② 国有財産使用料
- ③ 原状回復費用（構造物等を設置した場合）
- ④ 新宿御苑の魅力向上の取組への貢献に要する協力費
- ⑤ 運営管理事業の実施にあたって既存設備等を変更し、又は新たに設置するときは、その設置費用及び維持管理に要する経費
- ⑥ 魅力向上事業実施に伴う光熱水料
- ⑦ 廃棄物の処理に要する費用
- ⑧ 保健所への申請等公官庁手続きに要する費用
- ⑨ 事業実施（開園時間含む）に起因する来園者の損害に要する費用
- ⑩ 周辺環境への配慮貢献及び環境対策に関する費用

3 光熱水費の支払い方法に関しては、甲が別途乙に指示する。

（安全管理）

第7条 乙は、運営管理事業の利用者その他第三者の安全確保に細心の注意をもって運営管理を行うものとする。

2 乙は、運営管理事業が可能な状況であるかどうかを確認するため、再開園前に園内の見回りを行わなければならない。

3 乙は、事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置をとるとともに、甲と乙が作成する緊急連絡体制に基づき、次に掲げる事項について、遅滞なく甲に報告するものとする。

- 1) 事故発生日時
- 2) 事故発生場所
- 3) 事故発生概要（受傷者の氏名、連絡先、受傷状況・事故原因など）
- 4) 事故の程度
- 5) 事故処理の概要

4 乙は、救急活動を要する事態を認めたときは、来園者の急病や負傷には応急処置をとり、

怪我の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置を取らなければならない。

- 5 乙は、園内の異常を発見し、乙自身で対処できないと判断した場合には、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講じなければならない。
- 6 乙は、災害防止等のために必要があると認められるときは、来園者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなどの措置を行わなければならない。この場合において、運営管理事業実施時に閉園等の必要があると認められるときは、乙はあらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 7 乙は、利用者その他第三者に「ケガ」及び「食中毒」をはじめとするその他の損害を与えたときはその責を負わねばならない。また、乙は利用者その他第三者の意見等に誠意を持って対応し、必要に応じ、甲に書面で報告するとともに「環境省新宿御苑の維持管理業務」の受託者に共有すること。
- 8 乙は、運営管理事業の事業者として必要な保険に加入しなければならない。

(拾得物の処理)

第8条 乙は、園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適切に処理する。

- 2 乙は、運営管理事業実施時の拾得物について、運営管理事業実施時間帯は遺失者に返還できる体制を整えるとともに、運営管理事業終了後については、拾得物の対応について「環境省新宿御苑の維持管理業務」の受託者に引き継ぐものとする。
- 3 乙は、前項の体制について、事業開始前に新宿御苑管理事務所と協議しなければならない。

(迷子の対応)

第9条 乙は、運営管理事業実施時に園内で迷子等を発見した場合に対応できる体制を整えるとともに、運営管理事業終了時間になっても、迷子等が解決しない場合は、その対応を所管警察に引き継ぐものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。

- 2 乙は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策を必ず履行すること。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は契約締結日から令和8年 月 日までとする。

(協定の改廃)

第12条 甲又は乙は、事情の変化により運営管理事業をこの協定に定めたとおりに実施することができない事態となったときは、甲と乙が協議の上、この協定を改定し、又は、解除する

ものとする。

(その他)

第13条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合には、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 東京都新宿区内藤町11
環境省自然環境局
新宿御苑管理事務所長
柴田 泰邦

(乙)

事業実施計画

1. 運営方針

2. 施設の使用について

- ① 園内の保全計画
- ② 使用許可区域
- ③ 入園料等の管理方法（入園料等の徴収方法や金額の確認手法等）

3. 事業スケジュール

4. 運営について

- ① 実施日、実施時間
- ② 運営管理の方針
- ③ 運営管理にかかる費用負担の詳細
- ④ 運営管理事業の内容
- ⑤ 運営体制（責任者、従業員の配置）
- ⑥ 災害対応及び緊急時の連絡体制
- ⑦ 衛生管理の方法

5. 新宿御苑の魅力向上の取組への貢献内容

6. 安全管理について

- ① 来園者の安全確保
- ② 事故発生時の対応（事故処理後の報告も含む）
- ③ 災害時の対応
- ④ 拾得物や迷子等への対応

7. 自己評価の実施体制

8. 環境対策への取組